

平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報 (各種支援, 国等への要望, ボランティア等)

平成18年9月1日 14時現在
鹿児島県危機管理局危機管理防災課調

災害関連法適用

【県庁社会福祉課】

項目	対象地域	適用日	HP
災害救助法の適用	出水市, 大口市, 薩摩川内市, さつま町, 菱刈町, 湧水町	7/22	有
被災者生活再建支援法の適用	県下全域	7/22	有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

各種支援

■ 相談窓口

	窓口名（担当部署）	内容	設置日	HP
健康相談	メンタルケアの電話相談窓口 【県庁障害福祉課】	被災者の精神不安などの症状に対する電話相談	7/27	有
商工対策	経営金融相談窓口 【県庁経営金融課，県信用保証協会】	被災商工業者に対する経営・金融支援等の相談	7/23	有
農業対策	営農に関する相談窓口 【各農業改良普及センター】	被災農家の営農に関する相談	7/25	有
	被災後の技術対策等の情報提供 【県庁農政課，経営技術課】 【各農業改良普及センター】	県ホームページ等を通じ農作物等の管理のポイントを周知 農業者向けの情報誌を用いた事後対策の周知，農業制度資金の紹介等	7/25 随時	有 —
	農業制度資金に関する相談窓口 【県庁農業経済課，各農林事務所，各農業改良普及センター，各農協】	被災農家の農業制度資金に関する相談	7/25	有
林業・漁業対策	林業及び漁業制度資金に関する相談窓口 【県庁林務水産課，各農林（水産）事務所，漁業協同組合】	林業及び漁業における制度資金に関する相談受付	7/25	有
住宅対策	住宅修理等に関する相談窓口 【県庁建築課住宅政策室，各土木事務所】	被災住宅応急修理制度の相談 被災者の県営住宅への入居相談 住宅金融公庫の「災害復興住宅融資」の相談	7/25	有
	【県庁建築課，各土木事務所】	建築修理業者の斡旋等を行う関係団体の紹介	8/7	有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

■ 支援制度

項目	支援制度概要	実施日	HP
<p>県税の納期限等の延長及び減免措置等 【県庁税務課，各総務事務所，各支庁財務課，自動車税管理事務所】</p>	<p>1 納期限等の延長 ・対象者：災害救助法の適用地域（3市3町）に住所又は納税地のある方 ・対象税目 個人事業税，不動産取得税，ゴルフ場利用税，軽油引取税，産業廃棄物税 ・延長内容 申請手続きなしに，9月25日まで一律延長</p> <hr/> <p>2 減免措置等 ・対象者：災害により損害を受けた方々 ・被害の状況に応じた減免 個人事業税，不動産取得税，自動車税，産業廃棄物税，個人県民税（市町村民税と同じ割合で減免） ・徴収の猶予 申請により1年（最長2年）まで ・申告，納入等の期限の延長（個別申請） 災害がやんだ日から2ヵ月以内の期日まで ・納税証明交付手数料の免除</p>	<p>8/7 (県公報告示8/7)</p>	<p>有</p>
<p>(生活再建支援対策) 被災者生活支援金 【県庁社会福祉課，県庁商工政策課】</p>	<p>① 対象市町村 ・被災者生活再建支援法が適用された市町村 ・上記と同一の災害で被害を受けた市町村</p> <p>② 対象世帯等 ・全壊，半壊，床上浸水の住宅被害を受けた世帯（被災者生活再建支援法にいう年収800万円以下） ・店舗等が上記と同等の被害を受け，一定の要件を満たす小規模事業者（前年の所得金額600万円以下） (注) ・被災者生活再建支援法に基づく支援金（支給限度額は，最高300万円）の支給対象となる世帯は除く。 ・住宅被害で支給対象となった場合は，店舗等被害での支給対象からは除く。</p> <p>③ 支給限度額 1世帯（1事業者）当たり20万円</p>		<p>有</p>

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

項目	支援制度概要	実施日	HP
県融資制度の緊急災害対策資金の適用 【県庁経営金融課】	対象者：被災中小企業者 (7月20日～7月24日の災害) 融資額：運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円 取扱期間：平成18年7月24日～ 窓口：各商工会議所及び商工会（組合は、 県中小企業団体中央会）	7/24	有
(生活再建支援対策) 信用保証料の免除 【県庁経営金融課】	「緊急災害対策資金」の信用保証料率 現行：年0.1～1.8% 対策後：0% (適用は7/20に遡る)		有
セーフティネット保証4号の発動（県融資制度の緊急経営対策資金の適用） 【県庁経営金融課】	○セーフティネット保証4号 対象者：災害救助法の適用地域（3市3町） における被災中小企業者 保証限度額：通常保証（普通2億円、無担保8千万円）の2倍 取扱期間：H18.7.20～H18.10.19 ○緊急経営対策資金 対象者：災害救助法の適用地域（3市3町） における被災中小企業者 融資額：運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円 取扱期間：平成18年7月20日～ 窓口：各商工会議所及び商工会（組合は、 県中小企業団体中央会）・取扱金融機関	8/1 (官報告示8/4)	有
(生活再建支援対策) 利子補助の実施 【県庁経営金融課】	中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、市町村を通じ、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。 (例)借入額200万円（5年）の場合 現行：借入利率2.1% 対策後：借入利率0.3%		有
(生活再建支援対策) 保証人要件の緩和 【県庁経営金融課】	県中小企業融資制度については、今回の災害による市町村の被災証明を受けた被災中小企業に限り、特例措置として原則第三者保証人を徴求しないこととする。 現行：原則として1人以上 (会社及び組合にあっては、代表者を含め2人以上) 対策後：原則として不要 (会社及び組合にあっては、代表者)		有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

項目	支援制度概要	実施日	HP
<p>農業制度資金 【県庁農業経済課】</p>	<p>○ 農業経営維持安定資金 （農林漁業金融公庫資金）</p> <p>1 対象者 災害で被害を受けた農業者</p> <p>2 償還期間 20（据置3）年以内</p> <p>3 貸付限度額 個人 200万円 法人1,000万円</p> <p>4 資金使途 経営再建費及び収入減補てん費</p> <p>○ 農林漁業施設資金 （農林漁業金融公庫資金）</p> <p>1 対象者 災害で被害を受けた農業者</p> <p>2 償還期間 農業施設15（据置3）年以内 果樹改植・補植25（＼10）年以内</p> <p>3 貸付限度額 施設当たり300万円 （特認600万円）</p> <p>4 資金使途 災害で被害を受けた農業用施設の復旧 に必要な資金</p> <p>※相談窓口 農林漁業金融公庫及び取扱融資機関等</p> <p>※災害のため利用できるその他の資金も県 ホームページで紹介</p>	7/25	有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

項目	支援制度概要	実施日	HP
<p>(生活再建支援対策) 林業・漁業制度資金 【県庁林務水産課】</p>	<p>○ 木材産業振興資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者：木材業，製材業を営む者 2 償還期限：1年以内 3 融資限度額 木材業 1,000万円，製材業 2,000万円 4 貸付利率：1.96%（H18.8.18現在） 5 資金用途 <ol style="list-style-type: none"> ①原木又は素材の購入及び斡旋等に必要な資金 ②素材の生産に必要な資金 ③素材及び製材品の出荷及び販売に必要な資金 ④製材加工に必要な資金 6 相談窓口：県庁林務水産課 <p>○ 漁業近代化資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者：漁業を営む個人・法人等 2 償還期限：5年以内～20年以内 （うち据置期間2年以内～3年以内） 3 貸付限度額 ※（ ）は水産養殖業者 個人 1,800万円（9,000万円） 法人 9,000万円（1億8,000万円） 4 貸付利率：2.1%（H18.8.18現在） 5 融資率：80%以内 6 資金用途 <ol style="list-style-type: none"> ①養殖池等の改良・造成・取得に必要な資金 ②漁具や養殖施設等の取得に必要な資金 ③種苗の購入又は育成（餌料等）に必要な資金等 7 相談窓口 漁協，信用漁連，県庁林務水産課 <p>○ その他，災害で被害を受けた林業用施設及び漁業用施設の復旧に必要な制度資金として，農林漁業金融公庫の「農林漁業施設資金」があります。</p> <p>相談窓口 農林漁業金融公庫及び取扱融資機関等</p>	7/25	有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

項目	支援制度概要	実施日	HP
<p>(生活再建支援対策) 県職員住宅，教職員住宅の一時的な提供について 【県庁職員厚生課・財産管理課，教育庁総務福利課】</p>	<p>1 対象者 出水市，大口市，薩摩川内市，さつま町，菱刈町，湧水町に居住し，今回の災害により自宅に住めなくなった被災者</p> <p>2 期間・・・原則として3か月間</p> <p>3 相談窓口 市町長に対して使用許可をしますので，市町の災害救助事務担当窓口へ申し込んでください</p>	8/10	有
<p>被災住宅応急修理制度 【県庁建築課住宅政策室】</p>	<p>災害救助法に基づき，災害により被害を受けた住宅の応急修理を速やかに実施する制度</p> <p>1. 対象者 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>①住宅が半壊</p> <p>②世帯の収入が500万円以下 (45歳以上等緩和あり)</p> <p>③避難生活を送っており，応急修理により被害住宅への生活が可能となること</p> <p>④公営住宅等を利用しない</p> <p>2. 応急修理の範囲 日常生活に必要な最小限の部分 (畳、襖、内装のみは対象外)</p> <p>3. 修理費用の限度額 1世帯当たり519,000円</p> <p>4. 応急修理の期間 原則、災害から1ヶ月以内</p> <p>5. 相談窓口・・・市町村</p>	7/25	有
<p>住宅金融公庫災害復興住宅融資制度 【県庁建築課住宅政策室】</p>	<p>1. 対象者 平成18年7月4日からの大雨による災害により住宅に被害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設：5割以上の被害 ・補修：10万円以上の被害 <p>2. 融資限度額(木造の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築資金 1400万円 ・土地取得資金 970万円 ・補修資金 590万円 <p>3. 返済期間(木造の場合) 25年以内</p> <p>4. 基準金利・・・年2.4%</p> <p>5. 相談窓口 住宅金融公庫取扱い金融機関</p>	7/25	有
<p>(生活再建支援対策) 被災者の県営住宅への一時受入 【県庁建築課住宅政策室】</p>	<p>1. 対象者 全壊・半壊等により現在の住宅に居住できない方(罹災証明が必要です)</p> <p>2. 期間・・・原則として3か月間</p> <p>3. 相談窓口・・・お近くの土木事務所</p>	7/25	有

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

項目	支援制度概要	実施日	HP													
県立高校授業料減免 【教育庁総務福利課】	1 対象 保護者が災害により生計に重大な支障を生じた場合 2 窓口 各県立高等学校	7/27	有													
高等学校奨学金 【教育庁総務福利課】	○奨学金貸与制度 1 対象者 高校生がいる世帯で被災により収入が著しく減少又は支出が著しく増大した場合で奨学金を希望する者。 2 期間 鹿児島県育英財団が申請書を受理した月の翌月から卒業までの正規の修学期間 3 支援額 <table border="1" data-bbox="715 891 1155 1081"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>通学方法</th> <th>貸与月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公立</td> <td>自宅</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> 4 窓口 鹿児島県育英財団 ○返還猶予 1 対象者 被災により鹿児島県育英財団奨学金の返還が困難になった者 2 期間 1年間（継続する場合は再度申請） 3 窓口 鹿児島県育英財団	区分	通学方法	貸与月額	公立	自宅	18,000円	自宅外	23,000円	私立	自宅	30,000円	自宅外	35,000円	7/27	有
区分	通学方法	貸与月額														
公立	自宅	18,000円														
	自宅外	23,000円														
私立	自宅	30,000円														
	自宅外	35,000円														
災害にあった場合の教科書の再給付 【教育庁義務教育課】	災害救助法が適用された災害により、教科書を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、学用品・文房具と同様に、災害救助法に基づき給与 ○ 対象者 小学校・中学校・高等学校児童生徒 ○ 期間 災害発生の日から一ヶ月以内 ○ 窓口 市町村教育委員会	7/28	有													

※ HP・・・鹿児島県ホームページ「平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害に関する情報」への記載の有無

国等への要望

日付	内容
7月24日	北側一雄国土交通大臣に要望
7月25日	政府調査団（団長 嘉数知賢内閣府副大臣）22名に要望
7月29日	宮腰光寛農林水産副大臣に要望
7月31日	谷垣禎一財務大臣に要望
8月3日	北側一雄国土交通大臣，二階俊博経済産業大臣等（1府4省1庁）に要望
8月17日 ～18日	国土交通省，総務省等に対し要望。
8月17日	参議院災害特別委員会災害派遣（山本香苗委員長）に要望

ボランティア

- 各市町村ボランティアセンターでのボランティアの受付状況
※ 県社協救援対策本部調べ

市町村災害 ボランティアセンター	ボランティア数 8月4日（累計）	解散日
薩摩川内市	320名	8月4日
出水市	3502名	8月2日
大口市	508名	8月4日
さつま町	2611名	8月2日
菱刈町	137名	8月1日
湧水町	1437名	7月31日
累計	8515名	

義援金等

■ 全国公共団体からの義援金の状況

- 7月26日 新潟県
- 28日 愛知県, 名古屋市
- 31日 山形県
- 8月 3日 兵庫県
- 4日 長崎県
- 7日 福岡県
- 9日 島原市・島原市議会, 福島県
- 10日 広島県
- 16日 山形県議会
- 17日 秋田県
- 21日 東京都三宅村, 秋田県議会
- 29日 佐賀県
- 31日 宮城県

※ 鹿児島県受付分のみ

市町村等への説明会等の開催

- 7月28日 「家屋被害の認定方法」及び「被災者生活再建支援法」の説明会
場 所：さつま町宮之城「宮之城ひまわり館」
参加者：5市4町（64名）

- 8月 3日 災害廃棄物処理対策等に係る説明会
場 所：薩摩川内市隈之城町「川薩保健所」
参加者：4市4町2組合（21名）

- 8月10日 移動融資相談の実施
11日 商工団体, 政府系金融機関, 県信用保証協会等と連携して, さつま町において移動融資相談を実施。また, 8月22日には, 湧水町において実施。

その他

- 7月22日 社団法人鹿児島県建設業協会との間で締結された「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、7月22日以降、大口支部、出水支部、宮之城支部などへ出動要請を行い、情報収集、土のう積み、バリケード・防護柵設置などが行われた。

湧水町及びさつま町からの災害救援物資搬送要請により、毛布等の物資を搬送。

【県庁社会福祉課】

- 7月23日 大口市及び菱刈町からの災害救援物資搬送要請により、毛布等の物資を搬送。

【県庁社会福祉課】

- 7月24日 被災地域の商工会・商工会議所及び県商工会連合会に相談窓口の設置や巡回指導の実施等を要請

【県庁商工政策課】

農林漁業金融公庫や農協等に対し、災害関係資金の円滑な融通及び既貸付金に係る償還条件の緩和を要請

【県庁農業経済課】

農業共済組合に対し、迅速かつ適切な損害評価の実施と共済金の早期支払いを要請

【県庁農業経済課】

農協に対し、被災者に対する融資や預貯金の払戻し等金融上の措置を要請

【県庁農業経済課】

- 7月25日 金融機関等へ被災者からの融資相談へ対応を要請

【県庁経営金融課】

県産廃協会の「薩摩支部」、
「出水支部」、
「始良・伊佐支部」
がゴミ収集・一時保管について支援申し出。

■ 水害に係る感染症法に基づく消毒進捗状況

保健所	市町村名	消毒の進捗状況
川薩保健所	薩摩川内市	7月27日に終了
	さつま町	8月1日に終了
出水保健所	阿久根市	7月26日に終了
	出水市	7月31日に終了
	長島町	7月26日に終了
大口保健所	大口市	7月31日に終了
	菱刈町	7月27日に終了
始良保健所	湧水町	7月31日に終了
	霧島市	8月1日に終了

■ 保健福祉部の被災地への保健師派遣

□ 大口市への派遣

派遣期間：平成18年7月28日～平成18年7月31日

派遣人員：延べ17名（鹿児島市保健センター延べ4名を含む）

□ 菱刈町への派遣

派遣期間：平成18年7月27日～平成18年7月28日

派遣人員：延べ4名

□ さつま町への派遣

派遣期間：平成18年8月1日～平成18年8月3日

派遣人員：延べ19名